

## 公立大学法人富山県立大学中期目標の一部変更について

## 1 変更理由

令和 7 年 4 月、富山県立大学に大学院看護学研究科博士後期課程が新たに開設されることから、県立大学の現行の中期目標（目標期間 R 3 年度～R 8 年度までの 6 年間）について所要の変更を行うもの。

中期目標は設立団体の長（知事）が定め、法人に指示するものだが、中期目標を定める（変更する）場合、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。（地方独立行政法人法第 25 条第 3 項）

## 2 変更箇所

## 〈変更前〉

中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

## 2 教育研究上の基本組織

## (2) 大学院

研究科	専攻	課程
工学研究科	機械システム工学専攻	博士課程（前期）
	知能ロボット工学専攻	博士課程（前期）
	電子・情報工学専攻	博士課程（前期）
	環境・社会基盤工学専攻	博士課程（前期）
	生物・医薬品工学専攻	博士課程（前期）
	総合工学専攻	博士課程（後期）
看護学研究科	看護学専攻	修士課程

## 〈変更後〉

中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

## 2 教育研究上の基本組織

## (2) 大学院

研究科	専攻	課程
工学研究科	機械システム工学専攻	博士課程（前期）
	知能ロボット工学専攻	博士課程（前期）
	電子・情報工学専攻	博士課程（前期）
	環境・社会基盤工学専攻	博士課程（前期）
	生物・医薬品工学専攻	博士課程（前期）
	総合工学専攻	博士課程（後期）
看護学研究科	看護学専攻	博士課程（前期）
		博士課程（後期）